

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第52回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成24年2月20日（月）13：25～15：05

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）出田孝一，伊藤眞（委員長代理），大橋寛明，中田裕康，夏樹静子，林眞琴，平木典子，明賀英樹（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，小林審議官，小野寺総務局第一課長

（説明者）安浪人事局長，徳岡人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成24年下半期の判事補から判事への任命候補者について
- ・ 平成24年4月及び7月の出向からの復帰候補者について
- ・ 平成24年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ その他

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成24年1月の新任判事補候補者及び平成24年1月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また，最高裁判所から，平成24年10月期の弁護士任官候補者，平成24年

4月及び7月の出向からの復帰候補者等，平成24年下半期の判事補から判事への任命候補者について，それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成24年下半期の判事補から判事への任命候補者について

庶務から，2月14日午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され，作業部会長である伊藤委員から，作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し，決定した。

そして，今後の手続として，速やかに，所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに，重点審議者とされた指名候補者については，これに所長等が作成した報告書を添付して，6月15日までに情報収集の上，その結果を報告するよう要請する，地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については，これまでと同様の方法による，具体的には，指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し，所属の検察官又は弁護士が，指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には，一定の期間，所属の各個人から，地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し，検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。また，再任希望者等に関する情報収集の在り方については，従来から，当委員会で，「裁判官の職権の独立に対する影響，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと，弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく，各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと，特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので，これまでと同様，地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては，このような当委員会の考え方を弁護士会に伝え，情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。

- ・ 平成24年4月及び7月の出向からの復帰候補者等について

裁判官から出向している14人について，候補者の略歴，出向先から得た候補

者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議された。また、出向からの復帰候補者のうち1人については、平成24年4月期に判事任命資格を取得することから、平成24年4月期に判事に任命すべき者として指名することの適否についても併せて審議された。審議の結果、1人については、判事補として指名することが適当であると、1人については、まず、判事補として指名し、平成24年4月に判事として指名することが適当であると、その他の者については、判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成24年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、以下のとおり説明がされた。

弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、これまで、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を經由した弁護士任官の推進等、早い段階から的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、すべての弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、任官希望者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、任官希望者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。

庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、6月15日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

- ・ その他

- ① 庶務から、平成23年12月2日の委員会において、判事に任命されるべき者として指名することが適当であると答申された者に関し、弁護士から弁護士会経由で地域委員会に対して同年12月21日付けの情報が平成24年1月6日付けで提供されたこと、この情報は地域委員会から本委員会に対して送付されたことが報告された。審議の結果、この情報の内容等に照らし、既になされた答申について再検討する必要はないことが確認された。

庶務から、前回の委員会において、地域委員会が調査をする予定であると報告した平成23年10月17日付けの情報の提出の経緯について、地域委員会庶務から横浜弁護士会の担当者に確認したところ、この情報が同弁護士会に提出されたのは同年11月22日であったが同弁護士会から当該情報を地域委員会に提出したのは前記答申後の同年12月13日であった旨の回答がされたこと、地域委員会に対して直接情報を提供しよう会員に周知しているかについては明確な回答がなかったが、過去3年分を見ると、全て弁護士会経由で情報提供がされていることが報告された。審議の結果、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきことを会員に周知するよう従来から各弁護士会に対し求めているにもかかわらず、それについての認識が十分でないことが同年10月17日付けの情報が答申前の審議に間に合わなかった原因の一つと考えられることから、地域委員会に対する直接の情報提供及び期限内の情報提供の会員への周知を徹底するよう各弁護士会に求めることとされた。

- ② 委員から、以下のとおり発言がされた。

判事補の外部経験は原則として全ての判事補について行われることになっているが、今回の判事任命候補者の外部経験の状況について、自分が資料から確認したところ、候補者94名のうち、外部経験が無い候補者は、非常勤講師を経験した候補者をどうとらえるかによるが29名または30名となる。育児休業等の者を除いても25名程度で、全体の4分の1以上となっており、昨年は育児休業等の者を除けば18名だったことと比べると、外部経験が無い候補者が30パーセント以上も増えている。昨年7月、今後ともできるだけ多数の判

事補が外部経験に進めるよう努めていく旨説明者から発言があったので、次回
7月の委員会で説明をいただきたい。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、7月5日(木)午後1時30分から開催され、平成24年下半期の判事任命候補者及び同年10月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

以 上